自動車保管場所使用承諾証明書の交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、鹿児島県住宅供給公社(以下「公社」という。)が管理する駐車場 (以下「駐車場」という。)において、自動車の保有者が行う自動車の保管場所の確保等 に関する法律(昭和37年法律第145号)第4条第1項の申請又は第5条の届出に必要な 自動車保管場所使用承諾証明書(以下「証明書」という。)の交付について必要な事項 を定めるものとする。

(交付の対象者)

- **第2条** 証明書の交付の対象者は、月極で駐車場を利用する自動車の保有者とする。 (対象駐車場)
- 第3条 公社が証明書を交付する駐車場は、次表のとおりとする。

名 称
鴨池ニュータウン駐車場
鴨池ニュータウン第2駐車場
公社ビル駐車場
ファミリープラザめいわ駐車場
アーバンシャトー加治屋月極駐車場
メゾン原良西月極駐車場
原良団地西第1駐車場・第2駐車場
原良団地西第3駐車場
原良団地県営住宅前駐車場
冷水駐車場
緑ヶ丘駐車場
加治木団地駐車場
加治木近隣センター駐車場
妙円寺近隣センター駐車場
永利ホープタウン駐車場

(交付の手続き)

- 第4条 証明書の交付を受けようとする者は、自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則(平成3年国家公安委員会規則第1号。以下「規則という。)第1条第2項第1号の書面(規則第3条第2項において準用)を添えて公社に申し出なければならない。(交付条件)
- **第5条** 公社は、証明書の交付を受けようとする者が駐車場の利用料金並びに賃貸料及び 共益費等を滞納していないときは、証明書を交付するものとする。 (交付手数料)
- **第6条** 証明書の交付を受けようとする者は、交付に際して、証明書1通につき1,000円 を公社に支払わなければならない。

(交付管理)

第7条 公社は、証明書を交付したことを書面により管理しなければならない。

(その他)

第8条 この要領に定めのない事項については、理事長が別に定める。 附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。